

○ 県外からの申請はできますか？

→ 不可です。

○ 「サービス管理責任者等研修」は令和元年度以前に修了しているのですが、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」が未受講です。申請は可能ですか？

→ 不可です。

2つの研修どちらも修了した時点で、サービス管理責任者等基礎研修修了者となります。基礎研修修了後、原則2年以上（例外的に6月以上）の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がなければ、実践研修の受講資格がありません。

○ 電子申請後に実務経験調査書の提出ができていませんが受理されますか？

→ 不可です。

実践研修申請には、電子申請と実務経験調査書の提出の両方が必要です。どちらか一方だけでは申請は受理できません。必ず期日までに郵送してください。また、未提出の場合でも、事務局からは連絡しませんので、御注意ください。

○ 同事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？

→ 不可です。

同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請してください。

○ 申請後に申込完了通知が届きません。

→ メールアドレスが間違っている可能性、若しくは迷惑メールの対策をされている可能性があります。修正方法をお伝えしますので、再申請はせず、必ず川部みどり園まで連絡してください。

○ 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な2年以上の実務とはどのような業務ですか？

→ 主に、個別支援計画の原案作成に係る業務が想定されていますが、参考資料「サービス管理責任者の実務経験」と「児童発達支援管理責任者の実務経験」一覧表にある、①相談支援業務と②直接支援業務の内容が含まれ、通算で2年以上となります。

○ 実務経験（OJT）6月以上に該当しますが、指定権者への届出ができていません。その場合でも受講はできますか？

→ 不可です。

実務経験（OJT）6月以上に該当する場合は、指定権者への届出が必要です。

また、申請には届出の写しが必要となります。

※やむを得ない事由によるみなし配置、又は令和3年度までの基礎研修修了者で経過措置によるみなし配置の場合は、当該配置を届け出たことをもって実務経験（OJT）の実施についても届け出ているものとできます。その場合は、当該配置の届出の写し（受理印のあるもの）を提出してください。

○ どのような場合、実務経験（OJT）の期間が6月以上に該当しますか？

→ 実務経験（OJT）の期間は原則2年以上ですが、例外的に6月以上が認められることがあります。

どちらの期間に該当するかについては、「（参考）制度の変更点のポイント」にある「①実践研修の受講に係る実務経験について（別添1、別添2）」の資料を確認してください。**6月以上に該当する場合は、指定権者に届出が必要**です。

また、詳細については、「（参考）サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」を確認いただき、不明点は指定権者に確認してください。

※やむを得ない事由によるみなし配置、又は令和3年度までの基礎研修修了者で経過措置によるみなし配置の場合は、当該配置を届け出たことをもって実務経験（OJT）の実施についても届け出ているものとできます。

○ 受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？

→ 申請締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。

○ 演習受講日を希望できますか？

→ 基本的に、事務局が指定した日に受講していただきます。

同一事業所から複数名受講決定する場合は、受講日が重ならないよう調整しますので、**実務経験調査書は必ず申請者全員分をまとめて郵送**してください。

○ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事したいのですが、どの研修を受講したら良いですか？

→ まずは「相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）」、次に「サービス管理責任者等基礎研修」の順番で受講してください。2つの研修を修了後、原則2年以上の実務を経て、本研修「サービス管理責任者等実践研修」を受講してください。

上記3つの研修修了に加え、実務要件を満たした時点で従事できます。

○ 旧のカリキュラムでのサービス管理責任者等研修と、相談支援従事者初任者研修（講義部分）どちらも令和元年度までに修了済みです。実践研修を受講する必要はありますか？

→ 受講の必要はありません。旧カリキュラムでの修了者となりますので、令和5年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」（以下、更新研修）を受講して、資格更新する必要があります。ただし、今年度は香川県における更新研修の受付は終了しています。資格の更新が必要な方は他府県の受講を御検討ください。

また、令和5年度中に更新研修を修了できなかった場合、令和5年度末で資格が失効します。引き続きサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事する必要がある場合は、サービス管理責任者等実践研修を修了することで資格が得られます。

○ 受講決定はいつ頃行われますか？

→ 申請締切後、受講調整を行います。

受講の可否については、**11月10日（金）までに電子メールで通知**します。

上記までに通知が届かない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。

○ 受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？

→ 申請締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。

○ 修了証書が交付されないことはありますか？

→ 30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合や、事前課題の提出ができない、又は不備がある場合は、修了証書は交付しません。また、居眠り、グループ討議に否定的・消極的な態度など、「受講態度が不適切」と事務局が判断した場合も、修了証書を交付しませんので、予め御了承ください。

その他、申請書、実務経験調査書に虚偽の申告をする、申請者とは別人が受講するなど、悪質なマナー違反があった場合、修了証書交付後でも修了を取り消すとともに、当該事業所の次年度以降の優先順位を下げる措置を取らせていただきます。